

説明用資料

3 議題

(1) 協議事項

【議案 1】

小樽都市計画 道路の変更 《北海道決定》

小樽都市計画 都市計画道路の変更

北海道新幹線の新小樽（仮称）駅建設に伴い、新たな交通結節点となる駅前広場を、都市計画道路である若松線の一部として天神2丁目に設けると
いう変更

※都市計画運用指針（国土交通省）より

「鉄道駅等交通結節点においては、複数の交通機関間の乗り継ぎが円滑に行えるよう、必要に応じ駅前広場等の交通広場を設けるものとし、周辺幹線街路と一体となって交通を処理するものについては道路の一部として都市計画に定めることが望ましい。」

※交通結節点とは

バスのほか、電車やタクシー、自動車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点のこと。

マスタープラン

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（北海道）
- 小樽市都市計画マスタープラン

即す

都市計画

決定・手続き関係

- ・ 小樽市都市計画審議会
- ・ 都市計画提案制度など

土地利用

区域区分

地域地区

用途地域

特別用途地区

高度地区

高度利用地区

防火地域

準防火地域

駐車場整備地区

臨港地区

地区計画等

都市施設

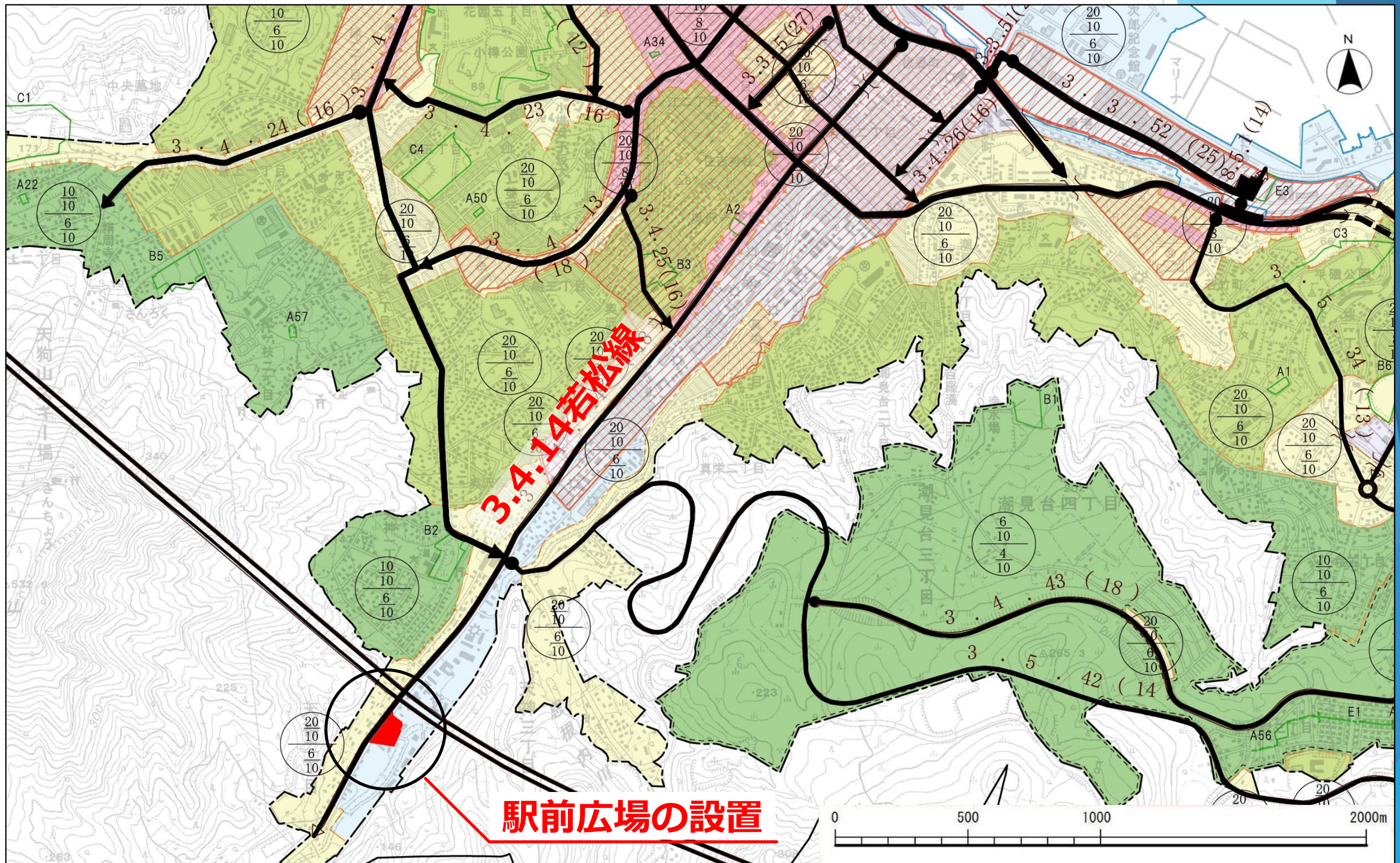
- 道路
- 公園・緑地
- 下水道
- 駐車場
- ごみ焼却場
- ごみ処理場
- 汚物処理場
- 汚水処理場
- 市場
- 火葬場 等

市街地開発事業

市街地再開発事業

土地区画整理事業

■ 小樽都市計画 道路の変更箇所



■ 小樽都市計画 道路の経緯

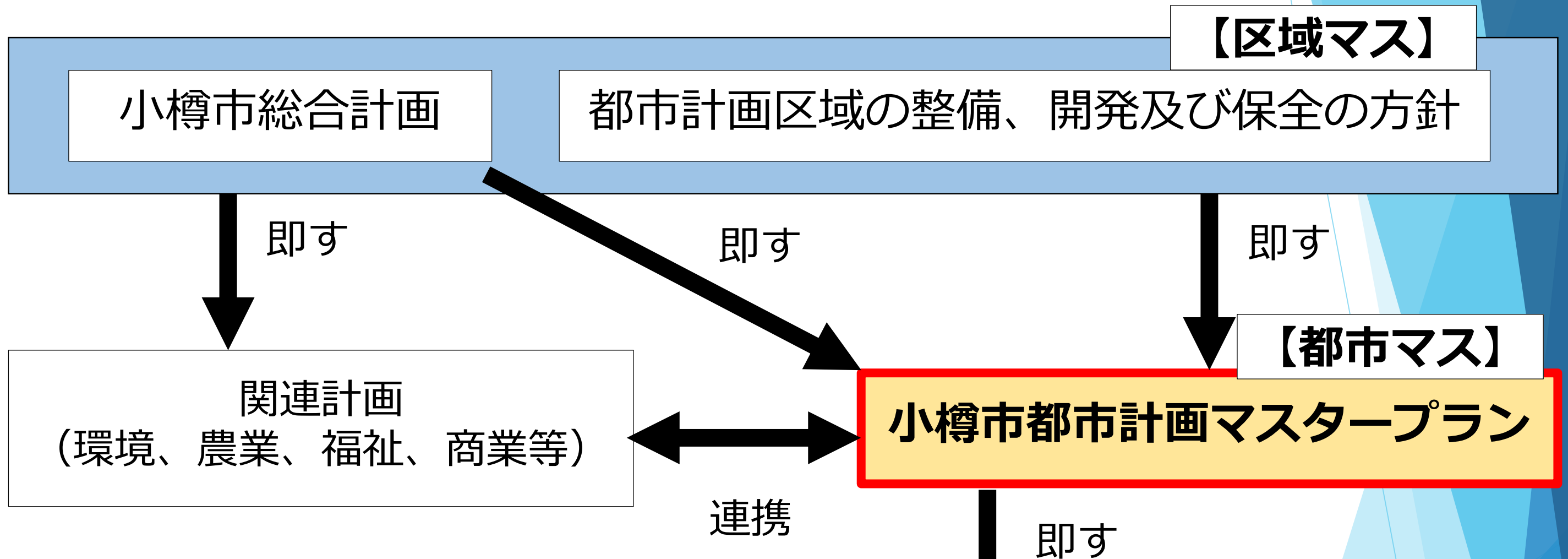
- ・ 当初決定 昭和47年 7月 7日
- ・ 最終決定 平成15年 3月14日

計 画 決 定 経 緯 表

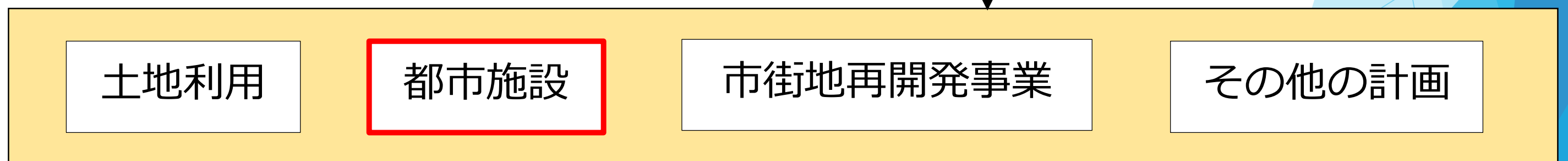
年 月 日	告 示 番 号	内 容
昭和10年10月12日	内務省告示第548号	当初決定
昭和34年3月23日	建設省告示第416号	一部幅員の拡幅変更及び広場の新設
昭和38年10月28日	建設省告示第2710号	従来の路線を廃止し、番号及び幅員を改めて決定
昭和47年7月7日	北海道告示第2231号	市内全路線の一括変更 (番号及び終点の変更)
平成15年3月14日	北海道告示第412号	車線の数の決定

■ 上位計画の位置付け

● 上位計画



● 個別都市計画



※個別の都市計画については、都市計画法第6条の2、第18条の2の規定により、【区域マス】や【都市マス】に定めている基本方針に即したものでなければならない。

■ 都市計画変更について

・ 上位計画

(1) 小樽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【区域マス】

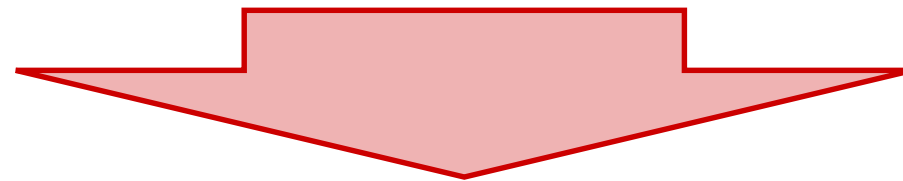
● 都市施設に関する主要な都市計画の決定の方針（交通施設）

① 基本方針 a 交通体系の整備方針

- ・ 高速交通ネットワークとして、他地域との広域的な連携をより高めるため、北海道新幹線の整備が進められていることから、北海道新幹線新小樽駅（仮称）駅と市街地や観光拠点等とのアクセス機能の充実に努める。

② 主な施設の配置の方針 d 交通結節点等

- ・ 3・4・1 4号若松線（一般道道天神南小樽停車場線）に新たな交通結節点となる北海道新幹線新小樽（仮称）駅の駅前広場を配置する。



区域マスの方針に即している

■ 都市計画変更について

■ 上位計画

(2) 第2次小樽市都市計画マスタープラン【都市マス】

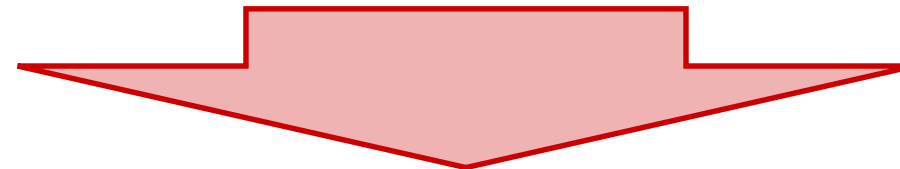
● 交通の方針

(1) 基本的考え方 1) 交通ネットワークの確立を目指します

- 北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置に当たっては、中心市街地や観光拠点などとのアクセス機能の充実に努めます。

(2) 交通の整備方針 3) 公共交通の充実 ① 公共交通体系の確立

- 北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取組を進めるとともに、新小樽（仮称）駅の駅前広場の整備を促進します。



都市マスの方針に即している

小樽都市計画道路の変更（航空写真）

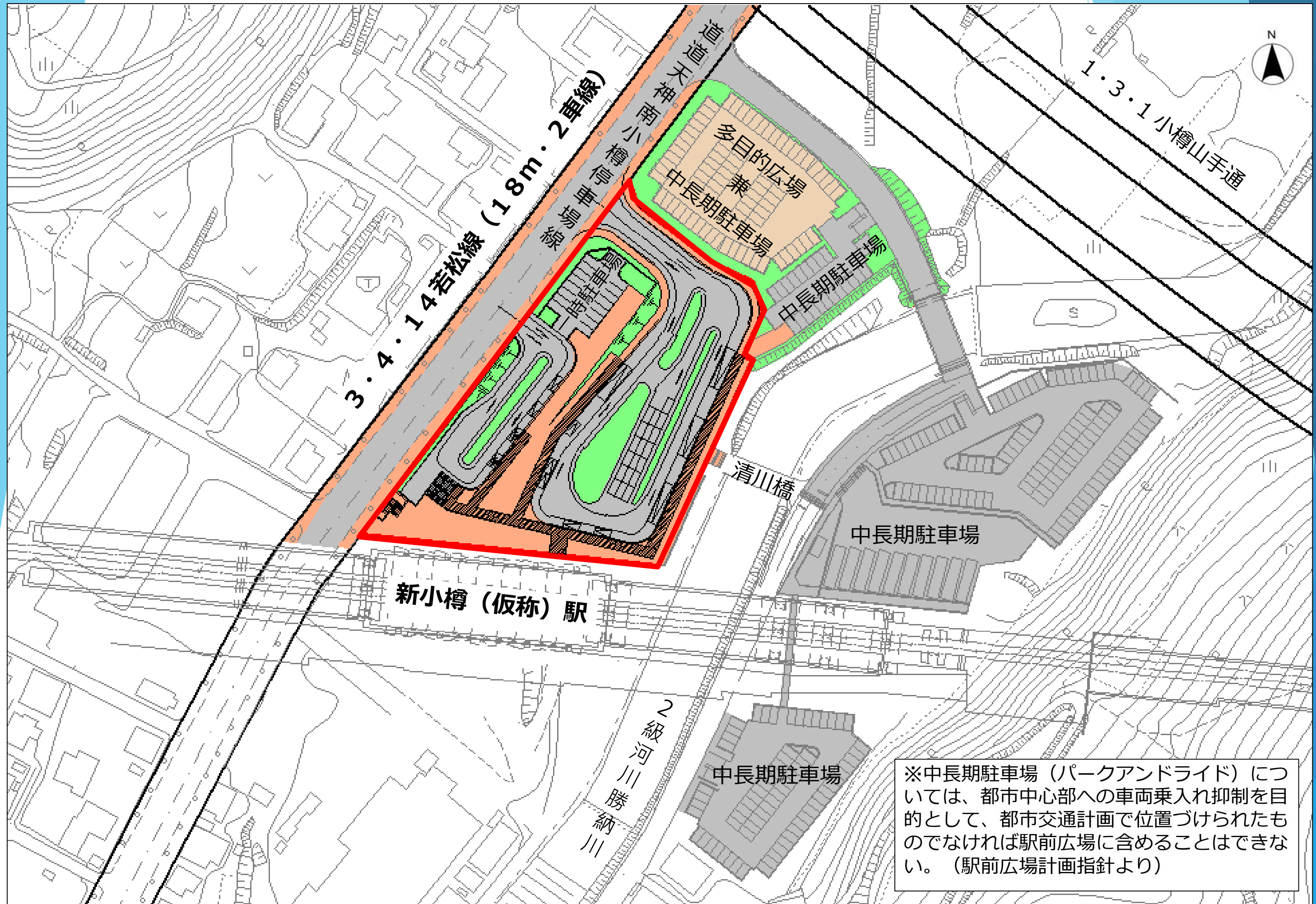
出典：国土地理院 空中写真 2021年撮影



北海道新幹線新小樽（仮称）駅 駅前広場・現地写真



レイアウト図



現況図

3・4・14若松線（18m・2車線）

道道天神南小樽停車場線

18m

約140m

駅前広場の設置

約7,600㎡

約80m

新小樽（仮称）駅

2級河川勝納川

清川橋

計画図 (案)

3・4・14若松線 (18m・2車線)

道道天神南小樽停車場線

18m

約140m

駅前広場の設置

約80m

新小樽 (仮称) 駅

清川橋

2級河川勝納川

バス動線図

3・4・14若松線（18m・2車線）

道道天神南小樽停車場線



18m

新小樽（仮称）駅

バスバス 4台

清川橋

2級河川勝納川

タクシー動線図

3・4・14若松線（18m・2車線）

道道天神南小樽停車場線

18m

タクシー乗車バス 3台

タクシープール 19台

タクシー降車バス 2台

新小樽（仮称）駅

2級河川勝納川

清川橋

一般車動線図

3・4・14若松線（18m・2車線）



道道天神南小樽停車場線

18m

身障者
駐車場
2台

バス 4台

一般車駐車場 16台
(一時駐車場)

新小樽（仮称）駅

2級河川勝納川

清川橋

※一時駐車場（キスアンドライド）は、新幹線利用者が家族などに駅まで送迎してもらう車を短時間駐車する駐車場である。

歩行者動線図

3・4・14若松線（18m・2車線）

道道天神南小樽停車場線

18m

キャノピー

新小樽（仮称）駅

清川橋

2級河川勝納川

イメージ図

3・4・14 若松線



駅前広場イメージ

イメージ図

3・4・14 若松線



駐車場使用イメージ



多目的使用イメージ

【都市計画決定権者】

都市計画の種類			北海道決定	小樽市決定
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			●	
区域区分(市街化区域・市街化調整区域)			●	
地域地区	用途地域			●
	特別用途地区、防火地域、高度地区、高度利用地区等			●
	駐車場整備地区			●
	臨港地区		●	
都市施設	道路	自動車専用道路、一般国道、 道道	●	
		市道		●
	駐車場			●
	公園・緑地	面積10ヘクタール以上(市が設置するもの)		●
		面積10ヘクタール以下		●
	下水道	公共下水道(小樽都市計画)		●
		特定公共下水道(札幌圏都市計画(小樽市分))	●	
	ごみ焼却場・ごみ処理場等(産業廃棄物処理施設以外)			●
	市場、火葬場			●
	市街地再開発事業	面積3ヘクタール超(市施行)		●
面積3ヘクタール以下			●	
地区計画等				●

都市計画変更スケジュール(北海道決定)

R4年12月

住民説明会

<北海道>

素案の作成

原案作成

5月予定

道都市計画審議会

8月予定

案の公告及び縦覧

本市への意見聴取

9月予定

道都市計画審議会(本審査)

10月予定

都市計画決定(変更)
告示及び縦覧

<小樽市>

素案の作成

市都市計画審議会(協議)

2月予定

案の申し出

(法第15条2)

8月予定

案の公告及び縦覧

8月予定

市都市計画審議会(諮問)

本市の意見の提出

縦覧

北海道へ
案の申し出

縦覧依頼
意見聴取
(法第18条)

回答

意見書提出